

会 議 録

| | | | | |
|--------------------|-----|--|------|-------------------|
| 会議名 (審議会等名) | | 相模原市人権施策審議会(第4回) | | |
| 事務局 (担当課) | | 人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205(直通) | | |
| 開催日時 | | 令和4年6月28日(火)午後6時~午後9時 | | |
| 開催方法 | | Web会議 | | |
| 傍聴会場 | | 相模原市役所 本庁舎本館2階 第1特別会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 8人(別紙のとおり) | | |
| | その他 | | | |
| | 事務局 | 5人(人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他3名) | | |
| 公開の可否 | | 可 不可 一部不可 | 傍聴者数 | 13人 (ほか報道機関7人) |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 | | | | |
| 会議次第 | | 1 議 題 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他 | | |

審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(工藤委員) 審議に具体的に入る前に、やはり審議も大詰めに近づいているので私の方からはこの2年間審議したこともあって、なぜ条例を制定しなければならないのか、原点に帰って申し述べたいと思う。なぜ、今、相模原市で条例を制定するのかということだが、一つは、やっぱり差別や人権侵害のない地域社会を作っていこうじゃないかと、実現しようじゃないかということへの具体的な施策を推進するということである。二つ目は、通称人権文化の定着と言っているが、市民への人権尊重の意識の醸成をするということである。三つ目は、差別や人権侵害を防ぐ、これ以上拡大させないこと。四つ目は、差別、人権侵害に苦しんでいる人の救済と、被害者へのメッセージを送るんだということがあろうかと思うので、是非その観点から、市民や被害者がこの条例に相当期待しているということが私のところにひしひしと感ずるので、しっかり原点に立ち返ってその視点を持つことが大事なのだらうと思っている。しかし、現実を見ると、様々な分野で、この相模原市内でも人権侵害、差別は存在している。各課題別になると、人権施策推進指針に課題が全部載っているんで、それを参照していただければ分かりますかと思う。特に代表例がヘイトスピーチである。それから障害者へのヘイトクライムがあろうかと思う。ヘイトスピーチについては、今、参議院選挙期間に入っているが、選挙を利用して様々なところでヘイトスピーチが展開されている。色々具体例を挙げたいところだが、東京都、川崎市へ行ってヘイトスピーチが展開されている。それも相模原市の住民、市民によってである。今、相模原市がヘイトスピーチの発信基地になっていると思っている。そのような現実があることもご理解いただきたい。それから、前の審議会で委員にチラシが配布されたが、実はこのチラシの内容がかなり間違っているという声が出ていることも紹介しておきたい。「私たちの暮らす相模原に差別はありますか?」とあるが、差別があるからこそ条例を作ろうと言っているんで、現実を全く無視している。ある面で差別の隠蔽だと言える。特に私は人権相談、救済活動をやっているが、加害者は必ず差別は存在しない、差別意識は全くないと言いつけるので、全く同じ主張と思っている。その辺はかなり批判されるころだと思う。被害の実態があるということは皆分かっており、被害者もいるんだということも明らかである。チラシの主張は被害の実態の無視と、被害者への冒涇ではないかと思う。救済するんだという視点が全くないので、多くの人から批判を浴びている。内容を見ると、住民に罰則を科して市民が分断されるとか、市民が監視されるんだということを脅し文句に書いているが、このようなことは全くのデマである。そこは強く主張しておきたい。特に、先ほども言ったように、今、私たちが審議しているこの条例については、大変期待されている。したがって、多くの課題への人権侵害とヘイトスピーチの規制、根絶に向けて、少し視点を持った討議をお願いしたいと思う。

(1) 不当な差別的言動について

(矢嶋会長) 資料1の記載の順番では、不当な差別的言動の禁止の対象となる行為、それから規制の対象の範囲、そして規制の強度という順番になっている。しかし、規制の対象をどのようにするかによって禁止の対象となる行為が変わる可能性があるため、資料の記載の順序とは異なるが、まず2(1)の規制の対象範囲から、その後禁止の対象となる行為

について審議を行いたいと思う。前回の審議会において、不当な差別的言動の規制の対象範囲と規制の強度については、先ほど事務局からも説明があったように反比例の関係にならないといけないという議論があり、その類型を示すことになっていた。(1)については、対象の範囲について、前回の審議会の意見をまとめたものとなっている。まずこれについて修正等の意見があれば伺いたい。

(工藤委員)資料1の8ページ、WXYZと載っているが、Wのところで命令が空欄になっており、公表が になっているが、下の の公表を見ると広く市民へ注意喚起することを目的として、命令の内容、氏名等を公表するとなっている。命令の内容、氏名の公表になっているので、WとXは同じことではないのか。それから、Zのところで、理論的にどうかということで、現実には難しいかもしれないが、秩序罰と行政刑罰の併科は可能ではないかと思う。理論的なことだが、その辺はどうか。

(事務局)まず の公表の部分だが、工藤委員がおっしゃるように、こちらの記載では命令の内容、氏名等を公表するというように下の文章ではなっているが、Wに限っては「命令の内容」を「勧告の内容」と読み替えていただければと思う。二つ目の質問にあった秩序罰と行政刑罰の併科については、理論上は可能だと承知しているが、そういった実例として何があるかは把握していないが、基本的に同じ行為に対して科していくことになるので、理論上は可能だが、両方科す意味があるのか疑問である。

(工藤委員)Wのところは、分かった。命令は省略して、勧告の内容を公表するということか。この公表は、氏名公表ということで理解して良いか。それからZのところは、理論上の話なので、一緒にやるのは難しいと思うが、理論上可能ということは分かった。

(金子委員)今の話だが、Zのところで、秩序罰と行政刑罰を併科できるかどうかは私もよく分からない。一つの行為に対して併科するというわけではなく、例えば段階を分けて、勧告、調査がどこかに入ると思うが、調査の拒否に対しては秩序罰をかけ、命令の拒否に対して、行政刑罰をかけるとか、違う行為に違う罰則を設けるということは有り得ると思う。Zのところで行政刑罰までかけられるというのであれば、ここは秩序罰のところもにしておいてもよいと思うが、最大限のところのみを しているというふうに考えればこの表でもよいと思う。私が聞きたいのは、8ページの規制の対象範囲のA B C Dのパターンだが、準備してもらった表が、B C Dについては限定列挙になっているのに対して、Aがその他の云々以降があるので、例示列挙になっているが、前回議論したときには、必ずしも例示列挙として議論していないと思う。あくまでもこれは他から比べると厳しい規制をかけることになるので、限定列挙にした方がよいと思う。その他の事由の部分はないと考えた方がよいと思うが、事務局の考えとしては、Aについては例示列挙という考えかどうか、そこを含意しているのか。その点を確認したい。

(辻委員)事務局が回答を考えている間に。行政上の秩序罰と行政刑罰は、併科可能である。ただし、目的、手段をどう区別するかというところで、事務局で考えるのかなと思う。理論上はそうになっている。

(事務局)金子委員の質問の話だが、広くということでの考え方でこういった表記にさせてもらった。パターンの例示したものと並べた一つとしてこのような表現にさせてもらった。

(金子委員)ただ、これは言動規制にかかるので、我々の業界用語で明確性の理論というものがあるが、明確性の理論に引っかかってきて憲法違反になる可能性が私は高いと感じるの

で、あくまでもA B C D全て何らかの形で限定列举にすべきだと思う。

(矢嶋会長) この点に関していかがか。事務局案としては広くとるということで、最広義でこういう形で提案していただいているが、規制するという観点からするとあくまで例示ではなく、限定列举すべきであるというのが金子委員の意見であるが、他の委員、ご意見はいかがか。

(工藤委員) 金子委員の意見に基本的に賛成であるが、信条を規制対象とすべきなのか。暴力的になって色々犯罪行為に及んだら別だが、信条まで規制するとかなり表現の自由に関わってくるのでなかなか難しい。それで、前回の議論から少し私の方で課題について整理してはどうかとあるので少し述べたいと思う。前回の議論だと皆さんの意見を聞いていると様々な課題が出ている。よく差別一般禁止規定の中身かと思っているが、ここでいうのは差別的言動に関する禁止の議論だと思う。差別一般の規定は骨子案の修正についてというところの5番目、「不当な差別的取扱いの禁止」という項目があって、「何人も、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」と定めているので、このところと差別言論の禁止のどの課題が差別的言動の禁止に当たるかというところが、一緒になって議論されているので、もう少し整理してもらった方がよいのではないかと。相模原市内で起きている差別的言動、何があるのかということだが、これは客観的な事実と根拠に基づいた課題の設定が必要なのだと思っている。相模原市内で差別的言動が頻繁に行われて社会問題となっている課題、特定の集団など特定の事実に対して頻繁に行われている差別的言動の課題、全国的な課題の中で相模原市内に影響されるであろう差別的言動、それを整理した上で議論しないと混同して議論が進むので、差別的言動への課題なのだ整理してもらった方がよろしいかと思う。そういった視点で先ほど出た内容ときちんと整理すれば、おのずと相模原市内で差別的言動の課題はこれなんだと議論が進むと思うので提起させていただきたい。

(辻委員) まず、工藤委員がおっしゃった、Aの信条であるが、後ろとかかると思う。信条を理由とする何らかの外部的行為が対象になる。信条そのものが規制対象となっているわけではない。例示列举か限定列举かというところであるが、まずもしWをとった場合は、これは広く情報提供しているのだと、行政指導だ(何かしらの制裁を課さない)ということになれば、これは必ずしも限定列举にする必要はない。明確性の原則は表現の自由で要求される場合は、何らかの制裁、例えば、秩序罰や刑事制裁が待っている場合にその法律の文言が自分自身に適用されるかもしれないということで明確性の原則が要求される。もし制裁を前提として考えているのであれば、限定列举で進めるべきであろうが、もしWで進めるということであれば、例示列举でも構わない。また、その際に、秩序罰はどういった行為に対して行うのか、もし表現に対する制裁だというふうに考えると、川崎市は表現の自由に対する制裁でアウトになる可能性が高いが、川崎市はそのような説明を必ずしもしているのではないと思う。あくまでも何かしらの行政からの働きかけに対して従わなかったことに対する責任を定めているとしているので、表現活動に対する制約ではないというぎりぎりラインをせめているのではないかと思う。

(金委員) もし前回の終わり方ももやもやで広い範囲だと弱くなるとかおっしゃったのがずっと頭にあるのだが、もしAのように広くした条例の中に、Dのようなものを出して付ける

とか、作るとか、そういう組合せは無理なのか。あらゆる差別を対象とすることはごもつともなことだし、市長もそう願っているし、社会的にもあるべき姿だと思う。それはAに関するものだと思うが、差別的言動の行政刑罰とかをしっかりと設け別枠で付けてほしいと思う。相模原市には差別はないと大きい声で言える方がいるのは、よい夢を見せてくれていると受け止めた。しかし、実際に枠にはまらない人やいない人と区別して無差別殺害を負わせたやまゆり園事件が相模原市で起きた。しかも、市役所前や駅前で反社会的なヘイトスピーチが起きている。皆さんもご存じだと思うが。私自身はヘイトスピーチのターゲットとなった当事者として最初はショックだった。日本人の皆さん何をしているのかと問いかけたり一緒に向き合おうと思っていた。その後、私に訪れたのは、否認期だった。被害を認めるのに自尊心が許せなかった。がんの告知をされた患者と似ている症状だった。今は困難期かと、それも過ぎたのかと思うが。その時は市長もヘイトスピーチに耐えているのに何で私のような無名の人々がめめめしているのだと自分を責めたり、これが被害と思う事件を相談しても取り上げてもらえないのは、私の思い込みかと思った。今、私の日常は変わった。なのに相手方は合法的にこの国に私のような外国人はいらない、審議会に外国籍の委員はいらないと排除ができる、そういうことをした人が公的に演説ができる立場にいる。この国でこの相模原市で私は守られるのか。そういう意味でしっかり範囲を広くとってまだこの範囲だけを別枠でしっかり付けたいと思う。私達審議会や相模原市民がこの事実を軽く受け止めているとは思わないが、これから作る条例が差別的言動に行政刑罰を設けないのは、被害と向き合っていないのと等しいのではないかと思って、この表の組合せをただAはYではなく、AとY、DとZ、という組合せができないのかと思うがいかがか。

(矢嶋会長) 現段階で、AだったらW、X、Y、Zどのパターンになるというのかは、必ずしも一直線に結びつくわけではなく、皆さんに議論をしていただき、最終的に個々にご意見をいただくことになる。例えばパターンAをご自身がとるということであれば、規制の強度としてはW、X、Y、Zいずれかをとるのか、皆さんからお考えを伺うことになっているので、今の段階では、どれがどれに対応するという事になっていない。その点をご理解いただきたい。他の方、いかがか。次の、場所、手段、類型、態様等にも関わってくる話なので、ご意見がないようであれば次の段階の話を見せていただきたいが、よろしいか。では、2(1)対象範囲について、皆様からご意見をいただいたので、次に、対象範囲の中身である場所、手段、類型、態様などをどのような内容とするかについて審議を行う。この点について、資料1の5ページから8ページにあるように、川崎市条例では、対象範囲を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」としており、また、場所、手段、類型を定めている。次に、東京弁護士会モデル条例案では、対象範囲を「人種等を理由とする差別であって、言動によるもの」とし、対象や類型を定めている。先ほど対象範囲について議論をしていただいたが、次に規制の対象とする、場所、手段、類型、態様等について、相模原市ではどのように考えていくのか、ご意見をいただきたい。

(工藤委員) 議論の中身がよく分からないが、先ほど言った対象課題については、影響してくると思うがそれはそれでよいというかもっと絞ってこれだというのはなくてよいのか。次の議論の展開がよく分からない。

(矢嶋会長) 今ご意見をいただいた中で、パターンのA B C Dのいずれかに該当するのかにつ

いて委員の皆さんの意見が合致しているとは受け止められなかったもので、そのような進め方にさせていただいた。むしろ今の段階である程度A B C Dのどれかに近い、若しくはいずれかのものに固めた上で次に議論を進めた方がよろしいというご意見なのか。

(工藤委員) 前回はそれぞれ意見を出してもらったが、私が言ったように論点整理をして、対象課題はこういう論点でやってほしいという意見を先ほど言ったので、それを踏まえての私の意見だが、今実際に相模原市内で起きている差別的言動の関係、規制しなければならぬ差別的言動、これは一体何なのかということである。あれもこれも課題がいっぱい出てくるが、特にAのところ。それに対して今この中で本当に相模原市内で起きている客観的な事実に基づいた規制すべき差別的言動は何かということを中心に議論した方がよいと思う。私が思うに今起きていること、それは先ほど金委員が言ったように外国人へのヘイトスピーチ、これは現在進行形である。金委員の問題も何も解決していないのが一つある。二つ目はヘイトクライムである。差別に基づく犯罪、津久井やまゆり園事件である。この二つがとりあえず考えられる。それ以外に相模原市内で特定の個人や集団に対して頻繁に行われている差別的言動、規制すべき言動が何があるのか、それはきちっと整理した方があれば述べてほしいと思うが、私はこの二つの課題が具体的に市内で課題になる対象だろうと思う。

(矢嶋会長) 工藤委員から、国籍、障害に関しては現に生起している問題であるということ、それ以外について、課題となっているものは何なのか整理した上で議論した方がよいというご意見だったが、皆様いかがか。

(辻委員) 金委員の先ほどのご提言をもう少し整理すると、パターンAで規制対象を広くする。その上で、もしこれに対して何らかの過料ないし刑事責任を負わせるということであれば、絞り込みが可能ではないかと金委員はおっしゃっていると思う。私自身もその通りだと思う。その際の絞り込む際に、前回の会議で皆様にお諮りしたのは、国際人権条約、例えば、自由権規約の20条2項や人種差別撤廃条約2条1項であるとか、そういった師岡弁護士が以前お話していただいたような、例えばジェノサイド、人種、民族、国籍、信条、今工藤委員がおっしゃったヘイトクライムに近いようなジェノサイド、それからヘイトクライムを扇動するというような場合に絞り込めば、金委員は何らかの責任は課すことができるのご提案いただいたのだと思う。私のアプローチとは違うが、それはあり得ると伺って納得した。

(矢嶋会長) 金委員、それでよろしいか。

(金委員) はい。

(金子委員) 今、辻委員がまとめてくださったところで、禁止が三段階のものができるということか。一般禁止規定があり、差別的言動に対する一般禁止があり、さらに非常に悪質な差別的言動、ヘイトクライムにつながるようなものに関する特別の禁止規定があるという三段階の構成ということか。

(辻委員) おそらく金委員は、多分カナダの方のヘイトスピーチとすごく似た提案をされると伺って思った。カナダの方も規制対象を広く、広いにも関わらず、ジェノサイドやヘイトクライムに類似するものだけを責任を負わせる形にしているので、金委員はおそらくそういう絞りをかけている、金子委員のご指摘のとおりである。

(金委員) カナダの事例は以前に一回出たのかと思ったが、三段階はあまり考えてはいない。

ただでさえこれだけ声をあげるのに難しいのに、何か可視化したものもあまり対処にならないのに、三段階だと見えにくくなるのかと思うので、一段階でAがあってその中のDがあるみたいな、広いものは金子委員がほしいものか、広く理念的に全部網羅する人権条例で罰則はあまり好まない感じだと。私はある程度絞った形の、罰則や行政刑罰付きのものが必要じゃないのかなと思って。しかも金子委員の論文を拝見し、金子委員がこの中で、表現の自由を守るためには他者の権利及び自由の破壊を目的とする活動を峻拒する厳格さが求められている、と書いてあり、おお、と思った。峻拒という言葉は初めて見たのだが、英語でリジェクションとかなるのかと思って、私たちがこういうことをしっかり考えれば、ヘイトスピーチ規制は必要なのかと思った。私が考えたのは、三段階ではない。

(金子委員) 分かった。

(矢嶋会長) 色々なご意見をいただいたところであるが、先ほど工藤委員から話のあった、障害とそれから外国人の方に対する差別は不可欠であろうということで、それ以外で相模原市として社会問題に現実的になっていて向き合わなければいけないものは何なのか整理をすべきではないのかというご意見だが。

(金委員) そのことだが、難しい問題だと思う。それを整理して可視化してこういう事例があるからというのは。そういう事例があって、私たちは人権全般的なことを考えているから、相談事例を1つずつ持ってくると案件がいっぱいあるが、それが相模原市だけで抱えている問題とか、今、工藤委員がおっしゃったように整理整頓ができないのではないかと思うが。違うか。

(工藤委員) 今、辻委員と金委員が言ったこと、Aで対象を広くとってその中で絞り込んでいくということも一つの方法である。私はもう少し絞り込んだ方がよいと思っている。本当に差別的言動に対する規制、禁止への対応策なので、課題なのである。広くとって、Aは先ほど言った差別的取扱いの禁止からとってきた内容で、答申の骨子(案)の修正案の5に入っているが、その内容なので、これはこれだから全部相模原はあると、差別的言動は課題としてあると。具体的にはない、全部にすると。したがって、そういう理念的なものを掲げておいて、具体的に何が今、差別的言動の問題となっているのかということについても一つの方法でそれもそれでよいかと思うが、もう少し議論なので、こういうことが相模原市で差別的言動であるということであれば、列挙してほしい。差別は禁止しなければいけないが、差別的言動に対する課題は何なのかと僕は言っているので、相模原市内でこういうことがあるということであれば、それぞれのところから述べてほしいと発言しているのだが。

(矢嶋会長) まだご発言いただいていない委員の方は、いかがか。

(岩永委員) 明確に考えがまとまらないのだが、金委員のご発言に賛成である。というのは、例えば女性支援で、確実にDV被害者はいる。年齢で仕事ができない人がいる。性自認で差別している人がいる。これで表面だった事件として出てこないということ。いるのだが表面に事件として表れていないので、例えば、DV加害者は罰せられない、今は。告訴して傷害罪としてやらないと。日本の法律の不備なところがあったりもするので、Aの差別的なところはいけないということと、今具体的に事件が起きている、金委員に対する該当のヘイトスピーチは私も市役所の前で一度聞いたことはあるが、あれは止めなきゃいけない、金委員に対する行為の。とすると、国が守ってくれないのであれば、ここでちょっと

守る方法を考えていかなければならないと思う。なので、金委員のご意見がよいのかと思
い始めたところである。

(辻委員) 相模原市ではなく、カナダの例であるが、皆さんで相模原市と読み替えていただい
ても良いかなと。カナダの刑法、刑事責任に対する規定である。低学年向けの授業の中
で、学校の先生が、「ユダヤ人は危険で破壊工作を行っていて、サディスティックで、金
だけを愛して、権力を欲しがって、キリスト教を破壊して、経済的な不況、アナーキズ
ム、混乱、戦争を引き起こす」と。「ホロコーストはでっち上げだ」と。「もし私の教え
たとおりに回答しなければテストの点が低い」と。これは刑法の刑事上の責任に該当す
るか争われた。あとは、行政上の責任についてだが、電話をかけるとユダヤ人に対するヘ
イトのメッセージを流す、「ユダヤ人がカナダの社会をコントロールしている、操作してい
る」、「彼らによって共産主義が生まれて、ストライキといった経済的な不況を彼らが生
み出している」、こういったものが対象になっている。こうした場合に、今、委員がおっ
しゃったとおり、今、金委員の意見をもう少し復元するのなら、まず規制対象を広くとっ
た上で、このように程度の極めて悪質なものについては、刑事責任ないし行政刑罰、秩序
罰、程度の低いものは勧告、命令、公表というふうにするのは一つの手なのと。私の個人
的意見は別にして。工藤委員がおっしゃっている具体的な例があればそれが一番よろしい
が、何か例が出そうにないので、例を挙げてみた。

(工藤委員) 辻委員も金委員も言っていることは理解できるが、僕が言っているのは最初から
背伸びしてしまうという手もあるということ。二段階で逆に言うと広くとってその中で絞
り込んでいくということと同じことなので、どちらでもよいが絞り込んだ場合の課題だが、
僕はそれは何なのかと言っている。岩永委員のおっしゃったDVの例は、差別的言動、ヘ
イトスピーチとは違うのではないかと思う。DVの加害者や被害者がどうだとか、被害者
は死ぬとかの言動が大問題となれば差別的言動、ヘイトスピーチだが、差別の実態、事実
があると言うだけでは差別的言動、ヘイトスピーチとは違うのではないか。ここで言っ
ているのは差別的言動、ヘイトスピーチのこと。差別的言動の事実があれば絞り込んだ場合
でも具体的課題が設定されてくるのではないかと思っている。

(矢嶋会長) 先ほどの金委員のご提案は、広く第一段階としてはとって、厳格に規制するべき
ものについては第二段階で明確に絞り込むという案だと思うが、先ほど辻委員は、個人的
な見解は別としてと言われたが、辻委員は今のところどうあるべきとお考えなのか、ご意
見があれば伺いたいがいかがか。

(辻委員) 工藤委員が問題の核心をついていただいた。一番重たい刑事責任を負わせるという
ような言動はおそらくはもうジェノサイド、「障害者を殺してしまえ」、「同性愛者を殺
してしまえ」、というようなところになってくるのではないかと工藤委員のご指摘に沿
うものである。そうすると刑事責任なのだろうと。ただ、私自身は金子委員がおっしゃっ
ている明確性のところとつながってくるので、それを相模原市の皆様が選択するのであれ
ば、反対しないという立場である。この言い方で許していただきたい。

(矢嶋会長) 金子委員がおっしゃったのは、現段階では、例えばパターンのどれをとるとい
うことを念頭に置いたご発言なのか伺ってよろしいか。

(金子委員) 私が前回の審議会で申し上げたのは、広い対象を広げるのであれば規制範囲を弱
めなければいけないという話をしたが、今の話の流れだと、そこ、広くとったものと狭く

とったものの二段階を作って、狭い部分については厳しく罰するかどうかは別にして規制するという話になっているのだが、私は、将来的にそういうふうな条例を作り変えることはあるかもしれないが、とりあえずまずはシンプルにこの差別的言動については、この規制を加える、つまり差別的言動を加えるのは一段階で規制をすればよいのではないかというふうに思うし、その場合には、冒頭に工藤委員がおっしゃったように、立法事実のあるものが中心も、私もその前から言っているのだが、まずはそのスーパー条例を作るのではなく、小さく生んで大きく育てるではないが、まずは小さめに作った方がよいのではないかというのが私の考えで、言論の規制に関わることは、なるべく謙抑主義的に行うべきだというのが私の考えなので、この対象についても先ほど金委員から私はなるべく広くとった方がよいと考えているという話だったが、私は狭くとった方がよいというふうに考えている。規制策についても私は行政刑罰を設けることについてはこの審議会始まって以来、一貫して反対している。行政刑罰を盛り込むということについては反対。私の意見ということでいうならば、A B C Dで言うならば、Cくらいが妥当であると思うし、Cくらいについて、最高でも秩序罰をつける、しかし、秩序罰をつけるとしても凍結条項を置いておいて、まずは勧告、命令、公表くらいまでで収めておく、そのラインが第一歩として妥当ではないかというのが、私の従前からの意見である。

(金委員) 多分私が申したと思うのだが、本当にこれは文化の違いかもしれないが、これだけ一つの条例を、第一歩一段階を作るのにも3年近く時間を費やしてコロナとかいうこれを抜きにしてもこれだけの議論をしているのに、第一段階のものを作れということは私は多分以前からしっかりしたものを作りましょう、とその後で見直しをしていくことだと思う。それにもう一つは、市民感覚から言うと、私はこの(2)の規制の強度とかそういうことについて、交通規制みたいに全てが網羅できるような規制がよいのかと思う。まず交通ルールは守れてすぐ言葉が分かると教育啓発から始めて自分が運転すると罰則から勧告から徐々になっていく、それで同じ道で大きいトラックでも小さい軽自動車でも一緒に走れるようになる、だから今、私は規制の強度を考えるとあまりこの部分でいいんじゃないと、人の命に係わる人権条例を私たちは考える上で、命をあまりにも、こうないがしろではないが軽くではないが、本当に私の人生が全て変わったと思っている。私は元に戻れないし、元の生活に戻れないのに、命令、勧告、公表くらいで大丈夫ってというような条例を今作って、これがまだ50年後、これから生きる次世代に繋がられて、彼たちの次世代の人権が守れるかと思うと、もう少しここで私たちが一歩踏み出す時にしっかりと一歩を踏み出したいと思う。

(金子委員) 交通事故の問題とは若干性質を我々が違うものだというふうに考えなければいけないのは、これは言論規制ということである。私がずっと言っていることは、言論を規制する、もちろんヘイトスピーチそのものに正当性はないが、言論の自由という、表現の自由というものについては、慎重の上に慎重に取り扱うというのがやはり人権を守る社会の基本である。そこは以前齋藤委員が厳しい言い方で主張されていたが、私も基本的な姿勢は持つべきだというふうに思う。それから金委員の様々な被害についてであるが、それはもちろん私も金委員の心情を同じくするものだが、ここで我々がもう一つ考えなければいけないのは、加害者規制の問題と被害者救済の問題を同一軸で考えてはいけないということだと思う。金委員の被害が加害者を規制することによって救われる訳では決していない。

殺人犯を死刑にしたからといって殺害された被害者やその家族が救われるわけではないのであって、被害者についての被害者救済の措置はしっかりこの条例の中に盛り込むべきだと私は従来申し上げている。この条例の話のどこでその話が出てくるのか分からないが、被害者救済や被害者支援の策が非常に弱い。これは川崎市の条例にはほとんど書いていない。その被害者支援、被害者救済のところを厚くすることで相模原条例の特徴を是非持たせていきたいという風に思っている。

(金委員) 私も金子委員の意見にももちろんおっしゃるとおりだと思うが、やはり加害者が目の前にいて加害の事実があるのにそれをまだその人たちの何かを保護しながら被害者を救済するという考えにどうしても今の私はなっていないだけである。

(金子委員) 私は加害者を守れという気は全くない。表現の自由というものが従前に保護される社会を守りたい。そのためには、悪質な言論であってもそれをなるべく保護するという姿勢を社会が失わないこと。先ほどカナダの刑法の話を通委員がおっしゃっていたが、実はカナダも刑法の中には免責条項というのが付いていて、たとえそのヘイトの表現であってもこういう場合には免責するというふうにして、それを政治的な発言の場合には認めるということになっている。そのことによって、表現の自由を保護しようとしている。カナダや諸外国が何でもヘイトを規制しているわけではなく、表現の自由、民主主義社会との両立、共存というものを様々な形で図りながら規制を加えている。そういうことも含めて検討していかなければならないと思う。

(金委員) 金子委員の論文の一文なのだが、他者の権利及び自由の破壊を目的とする活動を峻拒する厳格さが求められている、という意味は何なのか。これにとっても感銘を受けたのだが。

(金子委員) 確かにそのような文章を書いたことは覚えているが、その文脈が思い浮かばない。今手元にテキストがないので回答は留保させていただきたい。

(金委員) 私たちは厳格に考えないと、と思い、張り切っていた。

(矢嶋会長) 規制の対象範囲についてもなかなか皆様のご意見が一本化するわけでもなさそうなので、先ほど申し上げたように、一旦、場所、手段、類型、態様についての話をさせていただき、それから規制の強度のところ対象範囲の話は関わってくるので、一応一旦対象範囲についてはここで一区切りをつけたいと思う。場所、手段、類型、態様等についてどのように考えていけばよいか、ご意見を伺いたいと思う。いかがか。

(金子委員) 私の意見としては、川崎市の条例のように基本的には公共の場所に限定すべきであって、公共の場所しかもオープンな場所、個人の家の中や公民館の中だけとかそういう場合には規制の対象からは外した方がよいと思う。もちろん公民館の使用許諾のことについてはまた話し合うべきだが、言論規制のところについては、あくまでもオープンなスペースに限定すべきだと思う。

(工藤委員) 私も川崎市条例をきちっと手本にした方がよいと思うので、そこはそれでよいのではないかと思う。だが、先ほどの話だが、私も基本的には金委員のも通委員のも分かるのだが、実態に合わせた形で課題を絞るべきだと思う。表現の自由との関係もあるので、むしろきちっと狭く絞って、対象をきちっと規制をしっかりとすると。私はやはり行政刑罰までいくというところの案なので、基本的な課題の設定については、金子委員の案でよいと思うのだが、それはそれで付け加えておく。

- (金委員) 今私たちがするのは規制対象とする手段のところなのか。
- (矢嶋会長) 場所、手段、類型、態様のところである。
- (金委員) 私も川崎市条例のところをよいと思うのだが、それにプラスして東京弁護士会モデル条例案が示したインターネットの掲載も範囲としたらどうかと思う。公の場所とインターネットである。
- (工藤委員) よく分かるのだが、インターネットについては別な項目立てになっていないか。答申案がないのでわからないのだが。インターネットについて別項目でやることになっているかと思うのだが。それからプロバイダの法律もできたと思うので、それはそちらの方で議論した方がよいのではないかと思うのだが。
- (金子委員) インターネットは拡散防止のところに出てきているが、ただそれは行為者が明らかでないという前提で、行為者が明らかであるインターネットへの掲載については、ここに含めることはあり得るとは思うが、普通インターネットに書き込むときに自分の名前を書き込んで差別発言をする人間というのはそうはいないので、そこはどうしたらよいのか私も悩むところであるが、いずれにしても拡散防止のところでは規制の対象にはなると思うが、インターネットでも自分の名前を顕名でする人もいるか。だから、インターネットもあってもよいのかもしれない。
- (金委員) 去年か一昨年、D a i g oさんの貧困者に対してのインターネット上であったが、そういうのは含まれるのではないかと思う。
- (金子委員) 私はよく分からないが、市の条例で規制する場合にそのインターネット上の発言をした行為者が市の住民であれば規制の対象になるか。事務局に対する質問なのだが、その場合、条例に定める場合は市の住民が加害者であるという場合か。被害者が市の住民である場合もできるのか。
- (事務局) 大阪市や東京都の拡散防止等を見ると、区域内で行われた表現活動や区域外でも行われた表現活動で、市民が被害を受けているものが対象となってくるという考え方である。
- (金子委員) 大阪市の場合の拡散防止だが、もし秩序罰あるいは行政刑罰を科すとなった場合に被害者は相模原市民だが加害者は別のところの住民であるという場合に、相模原市の条例で秩序罰、行政刑罰を科すということはできなくはないのか、その辺の属人・属地をどのように考えたらよいのか分からないのだが。いずれにしてもインターネットの場合はそこは詰めなければいけないという問題提起だけさせていただく。
- (工藤委員) 川崎市条例では第17条でインターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表で、今議論しているのは公の場、特に差別的言動の場所をどこにするのかという議論ではないのかと思うのだが。インターネットはインターネットでよいのだが、場所はどこののかという議論なのか。場所はどこののかという議論をした方がよいのではないかと思う。
- (矢嶋会長) 工藤委員の発言はインターネットをここにもし盛り込むとした場合に場所の特定が必要ではないかというご意見ということか。
- (工藤委員) 議論の進み方がよく理解できていない。今何を議論しているのかということを理解していないので。その後公の場所とかの話なのか、ここで言っているのは、と思っているのだが、どうなのだろうか。
- (矢嶋会長) 資料の1の5ページ、事務局からご説明のあったように、禁止となる行為の場

所、手段、類型について相模原市の条例ではどういうふうに定めるのかということについて皆様のご意見を伺いたいということで、基本的には川崎市条例にのっとってというご意見が金子委員、工藤委員から出た。さらに金委員は川崎市条例にのっとることについては賛成であるが、この中にインターネットに関しても盛り込んだらどうかという意見を出され、議論としてはそういう話になっていたかと思うのだが。これで間違いはないか。

(岩永委員) ネットは場所ではなく、手段である。それで、本名でなければ繋がらない、登録できないSNSもあったような気もするので、その金子委員が本人を特定できるとか特定できないとか、できるものもあるのではないかと思うので、やはりそこは川崎市の条例プラスインターネットの掲載を規制の手段として載せたらよいのではないかと思う。

(金子委員) インターネット、手段と捉えるのか場所と捉えるのかというのは両方あり得ると思う。サイバー空間というふうに捉えるならば場所になるので、そこはどういうふうに整理したらよいのかは分からないが、金委員がおっしゃったように、場所としてインターネット、つまりインターネットというのはインターネットそのものは行為ではない。プラカードを掲げるとか、ビラやパンフレットという行為ではなく、インターネットそのものは場所という概念で捉えられると思うので、そこは検討の余地がある。場所としてどう捉えるのかは検討の余地がある。

(矢嶋会長) インターネットそのものを場所又は手段のいずれとしてとらえるのかということでご意見が分かれていたと思うが、インターネットに関して加えること自体については反対のご意見をお持ちの方はいらっしゃるか。

(金子委員) インターネットを手段として捉えた場合に、市の区域内で、道路、公園、広場で行われたヘイトスピーチをインターネット上で公開する、例えばヘイトデモを自分たちで撮ってそれをインターネットで公開するという手段として捉えた場合はそうになってしまうと思う。インターネットを場所として捉えた場合はインターネット上の書き込みそのものが規制の対象になってくると思う。場所と捉えるのか手段と捉えるのかは整理をしておいた方がよいと思う。混乱を招くことを申し上げてしまった。いずれにせよ、その辺の整理は後でもよいと思う。

(矢嶋会長) 金子委員のご発言は場所か手段かという整理が必要ということであるが、インターネット上のそういう行為についても対象に入れるということ自体に反対はないということによろしいか。場所か手段かということは論点整理しなければいけないということは、留保付きということだが、反対のご意見はなかったようなので、あとその他場所、手段、類型、態様について基本川崎市条例にのっとってということによろしいか。

(辻委員) 一つだけ確認させていただきたい。反対の立場をとるという意味ではなく何もなければそのまま進めてほしい。ということは本邦外出身に絞るということか。川崎市条例第12条第1項本邦外出身者を扇動しということに絞るということか。そういうことによろしいか。ということは「障害者を相模原市から追い出せ」ということは対象にはならないという前提で進んだということでは私は理解した。反対ではない。

(金子委員) 今、矢嶋会長が、場所、手段、類型が川崎市のとおりでよいかという確認をなさったことに対し、辻委員のご発言だったのかと思うのが、今確認されたのは場所だけかと思うのだが、それはこれから議論ということによろしいか。

(矢嶋会長) 類型は、川崎市は本邦外出身者なので、先ほどから議論になっているように、

我々はまだここに限定するかどうかは決めていないので、場所と手段に関してということで。

(金子委員) 手段はまだ議論していないと思う。

(矢嶋会長) 一括して私が進めてしまった。では場所に関しては皆さんご意見がないということでもよろしいか。では次に手段に関していかがか。川崎市では拡声機の使用、看板、プラカードその他これらに類するものの掲示、ビラ、パンフレット、その他これに類する物の配布となっているが、これについてはいかがか。

(金委員) よく分からないのだが、嫌がらせ行為は手段となるのか。近所に現れたり、特定は分からないが、ぐるぐるバイクで回ったりして音を出したり、そういうことは盛り込める手段となるものなのか。

(金子委員) それは類型の話と思う。東京弁護士会の の類型に当たるものがそこに入ってくると思うので、その中でまた議論になるのかと思う。

(金委員) 分かった。

(矢嶋会長) 7ページの表の中に態様の中に組まれていたと思うので、金委員、ご確認いただきたい。

(金委員) 分かった。

(矢嶋会長) 手段に関してはいかがか。

(岩永委員) 一つ疑問なのだが、川崎市条例のほかは、その他の言動の内容を拡散する活動というようなことは入っているのだが、川崎市はそれが無いのだが、川崎市のこのままでよいのだろうか。ご意見を伺いたい。

(金子委員) その他の言動の内容を拡散する活動というかなり曖昧な規定を置いておくと、例えば大声で叫ぶとか、そういうのも入ってくる。ジェスチャーで示すとか。そういうこと、その他というのはまさにその他なので、そのようなものまで入れてよいのかどうかということは私は疑問なしとしない。先ほどの限定列挙か例示列挙かという話となるが、川崎市のようにある程度限定をしておくべきだと思う。

(矢嶋会長) 限定すべしというご意見だったが、他の委員の方、いかがか。

(辻委員) 私は岩永委員と同じで川崎市の方もその他これらに類するものと書いてあるので、同じかというふうに、同じ疑問であるが。

(金子委員) 看板プラカードによって例示されるような物の方の例示であるから、これは行為の例示ではなく、表示する物の例示であるので、これは問題ないのかというふうにも思う。

(辻委員) ということは、家の周りをバイクで騒音を立てて走り回る行為はここには該当しないということか。

(金子委員) 該当しない。騒音そのものは差別的な言動とは言えないと思う。それは嫌がらせであるか。

(辻委員) 嫌がらせで前のところの差別的言動は川崎市では嫌がらせは入らないので、規制対象にはならないと。

(金子委員) ならないと思う。川崎市でも今それは規制対象にはなっていないと思う。

(辻委員) 川崎市ではプラカードなので「見解」を掲載したら規制対象になる、そうすると看板の内容次第で規制対象になるということか。

(金子委員) そうだと思う。

(辻委員) 分かった。

(矢嶋会長) 岩永委員、ご質問いただいたが、ご自身はどのようにお考えか。

(岩永委員) 例えば限定的なものが明確だというのは分かるのだが、例えば電光掲示板にやっ
てしまうとか、そういうものはこの中に当てはめていくのかとか。

(金子委員) 電光掲示板の場合には、「看板、プラカードその他これらに類する物の掲示」の
「その他これらに類する物の掲示」に当たると思う。

(岩永委員) そうすると、では、他の条例案はなぜ が入ったのかという疑問が残る。

(金子委員) それは広く何でも入れたかったのだと思う。川崎市がなぜこの を入れなかつた
のかというと、刑事規制が入っているからである。刑事規制が入る以上、それが言論規制
であるためには限定的に列挙しておかないと憲法違反の恐れがでてくるので、そこを慎重
に考えたのかと推測する。

(岩永委員) 刑事規制を入れるか入れないかということで変わってくるということか。

(金子委員) そうである。

(岩永委員) 理解できた。

(金子委員) 川崎市と東京弁護士会を並べた時に光ディスクの頒布というのが川崎市条例では
多分引っかかってこないことになるかという気もする。それはその他で拾えないような気
がするが。もしも入れておくとしたら光ディスクというのが入れておくというのはあると
思うが、ただ、光ディスクそのものはそのディスクを実際にプレーヤーにかけてみないと
情報がでてこない。そこまでのことを規定するのかどうかというのがこれは考えものなの
かと思う。実際に相模原で光ディスクがDVDか何かが配られたという話を聞いている
が、そこは検討の余地があると思う。

(工藤委員) やはり相模原市内で差別DVDが無差別に投かんされた事実がある。それ自体は
見てみないと分からないが、見たらそんなことになって大問題になっているから、これは
入れた方がよいと私は思う。

(矢嶋会長) 複数ご意見があったということで、手段に関してはよろしいか。では次に、類型
に関していかがか。先ほど川崎市は本邦外出身者に限定するということがあったが、相模
原市はどうするかということになるかと思うが、皆さんご意見をお願いしたい。

(金委員) 今この部分の川崎市条例をよしとして相模原市でも適用するのならこれは先ほど私
が案として出したAとDの組合せで、Dの部分にこれを当てはめれば、本邦外出身者の差
別行為に関しては当てはまるのではないかと思うのだが、いかがか。ヘイトスピーチに対
しての。で、ここにやはり差別的言動の一番大きい部分がヘイトスピーチなので、その部
分の規制にこれをかけるという感じか。

(金子委員) この資料の中の本邦外出身者に対するという部分は今特に重視しなくてよいと思
う。あくまでも、故意の行為かどうか、つまり差別的意識を助長し、又は誘発する目的が
あるかないか、若しくは目的があるのなら、どのような目的で行われるものを規制するべ
きなのかということだけをここでは議論すればよいのであって、今、本邦外出身者かどう
かは、この類型の中では議論しなくてよいかと思う。これは先ほどの対象のところでも議論
すべきことである。

(矢嶋会長) 今、金子委員が整理してくださったとおりだと思う。その話はまた一回戻ると

で、特に下線部が引かれている点等について、いかがか。

(辻委員) 確認だが、目的犯ではないということか、今の金子委員のご説明は。故意+目的が必要ではないというわけではない。私は、刑事責任は消極的だが、もし刑事責任を規定しようと考えておられるのであれば、故意か目的犯かということは大事だと思う。そうすると目的犯だと故意+特定の目的というところが必要となる。今の金子委員の説明だとどうなのか。

(金子委員) 目的犯として設定するかどうかということここでは議論すべきだという話をした。

(辻委員) 分かった。

(工藤委員) ここでやはり課題がきちっと整理されないと具体的な中身は出てこないと思うが、この下線部分、居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの、(2)として、生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの、その行為でこういう類型が出るのでこう示しているの、これは一つの考え方だと私は思う。ただ、対象をきちっとすると本邦外出身者のところはかなり変わってくるのではないかと思うので、それは課題が整理されてもう一回議論されるのかと思っている。

(矢嶋会長) 話を戻すが、金子委員がおっしゃっていた、目的として設定すべきかどうかということに関してもう少しご説明、ご意見をいただきたいのだが。金子委員自身のご見解も含めて。

(金子委員) それは規制をどこまで強めるかということにも関わってくると思うが、私はやはり一定の目的を持って、つまりヘイトスピーチについてなので、一定の目的を持って、かつそれを施行する意思を持ってその効果を伴うような行為を行うこと。その行為として、この東京弁護士会モデル条例案にあるように侮辱と脅迫と排除、この三つの行為を何らかの形で規制するというところでよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 今のご意見を伺った上でいかがか。

(金子委員) 申し訳ない。侮辱と脅迫は、そもそも目的は関係ない。目的が関わってくるのは排除だけである。排除する目的を持って、排除についてのところが残ってくる、侮辱と脅迫は、別に目的は関係ない。

(辻委員) であれば、金子委員の意見に賛同する。

(工藤委員) 金子委員の言ったことは、東京弁護士会モデル条例案の中の第2、3、4号の中ということか。それについては、私は賛成する。

(矢嶋会長) 類型と態様の方にも話がいつているが、類型及び態様について他にご意見等はあるか。よろしいか。では、次に(2)の規制の強度についてご審議いただきたいと思う。規制の強度として、先程の対象範囲、それから今の「場所や手段、類型、態様など」についての議論を踏まえた上で、どのパターンの範囲のときにどのパターンの規制の強度とするか、この点について、皆様からご意見を伺ってはいるが、審議の中で見解が変わったという方もいらっしゃるかとも思う。一段階構成にするのか二段階構成にするのかということもあるので、改めて皆様から順番にご意見を伺いたいと思う。

(工藤委員) ちょっと頭がまだ理解できていないのだが、強度と範囲となると、9ページのWXYZ、それから8ページのABCDの組合せということか。

(矢嶋会長) そうである。A B C Dのいずれをとるのか、それとも独自にA B C Dに当てはまらない、例えば独自に改善・修正すべきというご意見も含めてだが、どの一例をとるのかということと、規制の強度としてW X Y Zのいずれをとるのかということに関してご意見を伺いたい。

(工藤委員) 差別的言動に対してどういう対応をするのかということで理解してよろしいか。であれば、従来から言っているとおり、Zである。公表段階で終わればよいのだが。止まればよい。止まらない時には最終的には行政刑罰。私はZである。

(矢嶋会長) 対象範囲についてはどうか。

(工藤委員) 8ページのところのであれば、今ある相模原市の実態から考えると基本的にはCである。CでZである。

(矢嶋会長) 一段階、二段階構成に関しては、工藤委員は一段階ということによろしいか。先ほど金委員からは二段階構成という話もあったが。

(工藤委員) 僕は一段階がよいと思うが、二段階を、規制範囲を狭めてきちんと対応していくということであれば、第二段階目であればそれでもよいと思う。規制対象をきちんとCのところまで範囲を定めてしまって、第二段階でも結構だと思うが、僕は基本的には一段階でよいかと思う。二段階もそれも一つの考え方なので、別に否定するものではない。

(岩永委員) 私はさっき言ったように金委員の意見に賛成で、二段階かと思う。AとC。それと私は秩序罰にするのか行政刑罰にするのかという判断が前も言ったのだが、できない。どこまでやってよいのかは私の知識だけだと賄いきれていない部分がある。ただ、何らかの行政罰、秩序罰以上のものは付けるべきだと思う。

(矢嶋会長) YかZかについては保留ということによろしいか。

(岩永委員) 判断がつかないので、それでよい。

(大貫委員) 私はCで人種、民族、国籍、障害を理由とする不当な差別的言動、それを推す。規制の強度については、Xになる。

(矢嶋会長) 先ほどの一段階、二段階構成に関してはいかがか。

(大貫委員) Cで一段階である。

(金子委員) 対象は、私はCが最も私の意見に近いが、ここに性的指向を入れても良いかと思っている。L G B T Qまで入れていただければ、それまで入れれば性自認も入ってくる。性的指向を入れてもよいと思うし、基本はCである。規制の強度については、私も原則的にはXだが、もしも3年程度の経過観察をした上で、秩序罰を、もしも事態が改善ないし悪化する場合には、秩序罰を発動させるというか秩序罰も盛り込むというようなトリガー規定を置いておくということまでは妥協できるかと思う。何度も申し上げるが、行政刑罰には反対する。

(矢嶋会長) 一段階、二段階構成に関してはどうか。

(金子委員) 一段階である。

(金委員) 私は二段階で、AとDである。規制の強度はZで、のところの過料にも を付けて、きちんと議論をして、公表して、それでもきかなかつたら、何らかの罰則は必要と思う。

(竹村委員) 前から申し上げているが、日常の啓蒙活動というのが大事だろうというふうに思っている。そう考えて、ヘイトや、それから障害者の差別はいけないということは常に子

どもたちに教えていかなければならないと思っているが、この中で規制の対象範囲ということになると、金子委員の方から言われているように、あと障害者を含んだということであれば、限定的にやはりCに一つ相模原の特徴として入れるべき部分になるのかなと思う。それから規制の強度という部分だが、やはり、どうしても罰を与えるということもあるのだろうが、これはやはり言論の自由というか、その部分が非常に絡んでくるので、やはり秩序罰もこれはという部分で、最高にやってここの部分かなというふうに思う。やはり、もっと違う方法が、声明なりこういう方法を出してやる方向で、公表までかなということ考えている。

(矢嶋会長)ではXということか。一段階、二段階に関しては、一段階構成ということか。

(竹村委員)そうである。

(辻委員)私はまずAをとり、それらに対する不当な差別的言動は許さないとした上で、Xということになるが、もしその差別的言動の中で、例えば違法な行為、「LGBTの人を皆殺しにしろ」、「障害のある人、疾病のある人を皆殺しにしろ」というものに至っては、その処罰範囲を絞り込んだ形で、YないしZということになっても、私は、反対はしない。賛成ということではない。この言い方で許していただきたい。

(矢嶋会長)一段階構成、二段階構成についてのご意見も分かれているし、それから、対象範囲と規制の強度についても、何論か分かれているということなので、ちょっと一本化は難しいということで、この審議会としては、こういったご意見が種々出たということで答申としてまとめるしかないと思うが、よろしいか。

(工藤委員)実は、この件に関して二年間位ずっと課題をどうするか対象範囲をどうするか議論している。議論の経過が一つあって、それがかなり尊重されなければいけないと思う。その結果、どういう方策でこのヘイトスピーチ、差別的言動に対する対応をしていくのか、ということでも議論があって、私は先ほどから言っているが、市としてやるべきこと、行政指導はやるべきことはきちっとやる、声明も出すと、あらゆる手段でそれをやっても駄目なら、行政刑罰なのだということ言っているの、最初から行政刑罰ありきで言っていないので、議論は大事にしてほしいと思っている。したがって、今まで出てきた案としては、金子委員の案を一定評価するので、金子委員案をずっと言っていて金委員もずっと言っている。最終的に刑事規制。二案で集約したらどうかと思う。途中で、公表で止まれば結構だが、止まらないことについて我々は言っているの、止まらない場合をどうするのか、ということの議論である。公表までやって止まればそれはそれで結構である。その先、どうしても止まらない悪質なヘイトスピーチが現実にある。これについてどうするかという議論をしている。私は、意見としては、一つは私の案があるということ、二つ目は金子委員案がかなり現実的、一定評価できるので、具体的には二つしかないと思う。

(矢嶋会長)工藤委員からそういうご意見が出たが、先ほどの私のまとめでは、二案に集約できるのかどうかということについては、懐疑的な発言をしたが、工藤委員は二案、工藤委員の案と金子委員の案で二本出たということ取りまとめをしてはいかがかというご意見だが、この点に関しては皆様のご意見はいかがか。

(金子委員)その場合一つ問題がある。私も工藤委員のご提案に賛成するが、規制対象のところの意見がやはり割れており、そこをどう集約するのかという問題が残ってきてしまう。

工藤委員と私はCで一致しているが、そこでCということに一致した上で、規制の強度を二案というのは有り得るとは思うが、対象のところで今意見が分かれているので、そこをどうしたらよいのかということは、工藤委員はどのようにお考えか。

(工藤委員) 私は、現実には、相模原市の現実には起きている課題としては、外国人に対するヘイトスピーチ、それから障害者に対するヘイトクライムが現実問題としてあるし、あった。これからも起きる可能性が高い。ヘイトスピーチは現在進行形である。したがって、基本的にはCだが、Cの中身を、もしAと組合せをして、広くとったところの第二段階としてCの中身をそこに入れる。悪質なヘイトスピーチについてきちっと規制対象とすべきということがあればそれはそれでよいと思う。ただ基本的には私はCがよいと思う。皆さんがどうしても全体を網羅しなければいけないということであればそこに固執はしないが、第二段階としてはCの中に是非入れてほしいと思っている。

(金子委員) 先ほど皆さんがおっしゃった中で、A B C Dでいうと、どういう表というか賛同者の分かれ方になっているのか。一段階、二段階、何対何くらいで分かれているのか。

(矢嶋会長) 工藤委員は一段階でも二段階でも場合によってはどちらでもよい。一段階は大貫委員、金子委員、竹村委員。辻委員はどちらの分類に入れさせていただくのが正しいのか。

(辻委員) Aのものを対象として差別的言動が極めて悪質なものに対しては何らかの制裁を加える。

(矢嶋会長) 二段階構成に入るか。

(辻委員) 二段階というのが私は分からなくなってきたが、どこかに入れるということであれば、金子委員のところかと。

(矢嶋会長) 5名の方が一段階とおっしゃっていて、二段階は2名ないし工藤委員はどちらでもということだったのでないし3名という分かれ方になっている。

(金子委員) それで、私は、今、会長が最初にご提案になった、こういうような意見が出たという意見を列記をして答申をするということには反対である。それだとほとんど答申となっていない。議事録の状態ではないかと思う。もう少しこの審議会として議事を集約すべきであると思う。先ほど工藤委員のおっしゃったように二案の選択まで絞ればよいが、一案にまとめるのはほぼ不可能なので、二案ないし三案まで絞るのが答申のあるべき姿ではないかというふうに思う。個人的な意見にはなるが。

(矢嶋会長) その場合、工藤委員から工藤委員の案と金子委員の案の二案ということで提案があったが。

(金子委員) 先ほどの矢嶋会長の全案併記でいくのか、二案なり三案なりで絞るのか、他の方の意見を聞いた上でまず決定した方がよいと思う。絞るという結論となったら、どこに絞るのか知恵を絞り合うべきかと思う。全論併記ということであればこれ以上議論する必要はない。

(矢嶋会長) 私が最初に申し上げた全論列挙のような形の案と、二案もしくは三案程度に絞り込むということに関して、皆様ご意見いかがか。

(工藤委員) それは絞った方がよいと思う。正直、会議録ではないので、そういうことを列挙とはとても答申にはならない。答申をするということは条例化を展望することなので、それに見合った答申をすべきである。今までの議論をきちっと大事にしてそれから条

例に当たってはどのような方法があるということについてしっかり答申した方がよいと思うので、絞るべきだと思う。

(岩永委員) 辻委員にお聞きしたいのだが、金子委員のグループに入るといふか、そういう意見に入るかとおっしゃっていたが、そのすごく悪質なものに対する規制については、金子委員と一緒にとりあえず公表までやって後で見直して秩序罰ということか。

(辻委員) 凍結ということについてはやはり賛同する。ただ金子委員と私とで今から詰めなければいけないのは、CとAの差である。なので、例えば「妊婦は相模原市から出ていけ」とか「LGBTの人は出ていけ」とか「コロナにかかった人は相模原市から出ていけ」というところ(相模原市から出ていく対象(妊婦、LGBT、コロナ患者)によって制裁を課すかが異なるのか)で分かれるかと。一旦凍結するということだと、集約すると金子委員のところに入ると思う。

(金委員) これを考えるのは、資料1の6ページの川崎市条例のフローチャートのようなところがあるが、Zをとってもすぐ何か罰ではなくで、勧告があって命令があって公表があってそれでもきかないことについてその次の段階であるかと。だから私は二案でまとめて答申を出すことに賛成する。

(矢嶋会長) よろしいか。では二案ないし三案になるかもしれないが、どう絞り込むかについて次にご意見を伺いたいと思う。改めて工藤委員に伺うが、工藤委員のご提案は二案に絞るといふご意見と受け止めてよろしいか。

(工藤委員) 一つは自分の案である。私の工藤案。金子委員案もかなりそれはそれで一つの評価できる部分もあるので、私の工藤案と金子案に絞るべき。この間の議論の流れもそうなっているし。集約もそういうふうに入った方が自然かと思う。さっきから何度も言っているが、突然行政刑罰ではない。やることやってもどうしようもない悪質なものに対しては最終的には川崎市方式にしなければいけない。川崎市も条例ができたことによって、ヘイトスピーチが減っている実態にある。それを考えてほしいと思う。

(矢嶋会長) その場合、一段階、二段階に関しては、工藤委員案といふのは一段階案としてということか。

(工藤委員) 基本的には一段階案である。

(矢嶋会長) 分かった。いふご提案であるが、いかがか。

(金子委員) 今8時40分なのだが、あと20分でこれを決めるということにはちょっと乱暴かという気もしている。事務局の方にご迷惑をおかけするが、例えば、二つないしは三つの選択肢を作るとして、どのような選択肢が入ってくるのかということ逆を五つくらいに選択肢をまとめていただいて、その選択肢の中のできれば二つ。次回絞るといふような形でやっていくといふのが妥当なのではないかといふふうにする。若しくはそれを次々回に、最後の最後のところでやって、その前に第三者機関の話と、私が先ほどこだわりたいと言った被害者支援、被害者救済のところ、今ずっとこの審議会は規制の話ばかりして加害者をいかに規制するかといふ話ばかりしているが、私はそれよりも被害者に寄り添うとか被害者を支援するとか、そちらの方が重要であると考えている。そちらを先にやってそこでどうしても拾えない問題について規制といふ策もあるといふことで、最後にプラスアルファでもってくるといふのがよいのかと。ついでに申し上げるが、川崎市の条例もそうだし市民団体の方たちがずっとおっしゃっていることも規制の話ばかり、加害者に対する

処罰ばかりだが、私は、人権条例ということはまず救済支援ということが第一であると思う。その議論、この条例案の審議で全然やっていないことについて非常に不十分であると思っていることは申し上げたいと思う。

(矢嶋会長) 今後の進行についても具体的にご意見いただいたが、今のところ二案ないし三案ということであるが、今の金子委員のご発言の中に五案ということもあったのだが、事務局いかがか。全体の議論の進行状況とも関わるが、次回ないし今の金子委員のご提案では、最終段階で、被害者の救済、第三者機関の議論も全て終えた上で、改めて最終段階でこの話は詰めるということだが、いかがか。

(事務局) 金子委員のおっしゃるとおりだと感じている。その中でご提案いただいたので、五案というところで話があったが、そこは会長とも相談させていただきながら編成をさせていただいて、皆様にこのような形でというものをお示しして、ご検討いただくということでやらせていただければと思う。ただそのやり方として、文章で提示させていただいて意見をいただくとか、金子委員がおっしゃったように、最後のところでも、次回、次々回でも意見をいただくといった段階は踏んだ方がよろしいかと感じている。

(金子委員) 五案の候補を、二案、三案に絞る時の候補の案を練っていく時だが、大変不遜な提案で申し訳ないが、矢嶋会長、工藤委員、辻委員、私、事務局で練り上げて、それを皆様にご提示するという方法を、もし委員の皆様がお認めいただけるのであれば、そのような形で。どうしてそれを言うのかというと、その4人と事務局で作れば、おそらくその全体的に色々な意見がそこに網羅されると思っている。僭越なご提案かもしれないが、そのような形で進めてはどうかと思う。

(工藤委員) 一つは、前から言っているが、第三者機関の議論が全くされていない。時間をとってほしい、とても大事なところなので。そこをきちっとすると、色々問題について差別的言動等差別の問題についてかなりの対応ができると思うので、第三者機関の議論の時間を次回とっていただきたい。金子委員の意見は大変参考になると思うが、どこかで話をつけておかないと話もまとまらないので、それでよいと思う。五案とは何なのか。

(金子委員) 二案ないし三案に絞っていくときに、ある程度のひな型というか、こういうようなオプションがあり得るだろうと、二案、三案に絞る時の選択肢である。今先ほどの話をお聞きした中で、まず一段階、二段階で話が分かれていたし、対象の範囲についても分かれているし、規制の強度も分かれている。それをマトリックス的に考えていったときにやはり五案位の選択肢の中からこれとこれの二案でどうかという選択にしていけないとこのメンバー全員の合意は取れないのではないかというのが私の考えである。先ほどの工藤委員のご提案になった、工藤委員と私の案でどうかということだが、おそらく皆さんそれでは同意されないのではないかという懸念から出た私の提案である。

(工藤委員) そのメンバーで加わると作業が大変になるなという思いがあるが、何とかまとめてそれでできるだろうと。何とか結論を出して、何とか条例を作ろうではないかと、ということであれば、一緒に加わってこのよい案ができるような努力をしたいと思う。

(金委員) 最後に私たちがここで加害者の問題を取り上げてもっと被害者の救済を本当に大事なことではあるが、やはり加害自体があるのにその被害者が訴えても取り上げられない、そういうものに対して私たちがどう向き合うべきかということ私を議論してきたので、皆さんで議論なさるときに、やはりしっかりした、加害者をどうするかというルールを決

めていただきたい。それを提示していただきたいと思う。

(矢嶋会長) 金委員のおっしゃるとおりでもあるし、救済については今日の審議会で議論する話でもあったが、なかなか進行がうまくいかなく申し訳なかったが、そこまで入り込めなかったということもあるので、救済、第三者機関の設置、それから被害者の支援等についても次回、次々回でやらなければいけないことだと私も考えている。ご提案のあった、何案に絞り込むかについて、金子委員からご提案のあった金子委員、辻委員、工藤委員、私、事務局で下案を作らせていただくということに関して皆様いかがか。ご意見いただきたい。

(岩永委員) 皆様お忙しいと思うがよろしくお願ひしたい。

(矢嶋会長) それではそのようにする。次回若しくは次々回までに準備をさせていただきたいと思う。ということで時間であるので、今日の審議はここまでとさせていただく。

2 その他について

(矢嶋会長) その他事務局から何かあるか。

(事務局) 先ほどの取りまとめについて、4人の委員の皆様にご協力をお願いしたい。その時、パターンを示させていただくが、その中の、どうしてこのパターンにしたのかという選ぶ理由や、その内容についても、どういった配慮する、というような項目でまとめていくであるとか、そういったことも含めて進めさせていただければと思うので、よろしくお願ひしたい。

(工藤委員) 会議録の件。事務局も資料をこれだけ作って、多分大変かと思う。夜中の時間にメールが届いたり、大変な作業だと思うが、この段階に入ってきて会議録はとても大事なものでやはり少し作成を急いでほしい。もし事務局で無理ならどこか外注に出したらどうか。きちっとした個人情報を管理するということが前提で。我々も発言したのはよいが記録もとっていないので、是非お考えいただければ有り難い。

(事務局) 会議録の作成について、詰まっているところは申し訳ないが、資料作成と合わせて作業を進めていきたい。

(矢嶋会長) 事務局の方のご負担が非常にこのところ大きくなっているの、大変かと思うがよろしくお願ひしたい。では、これをもって、令和4年度第4回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

| | 氏名 | 所属団体等 | 備考 | 出欠 |
|---|------------------------|--------------------------------|-----|----|
| 1 | いわ なが りょう こ 岩 永 良 子 | 特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら | | 出席 |
| 2 | おお ぬき かおる 大 貴 薫 | 相模原人権擁護委員協議会 | | 出席 |
| 3 | かた おか かよこ 片 岡 加代子 | 特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会 | | 欠席 |
| 4 | かね こ まさ よし 金 子 匡 良 | 法政大学法学部 | | 出席 |
| 5 | きむ え よん 金 愛 蓮 | さがみはら国際交流ラウンジ運営機構 | | 出席 |
| 6 | く どう さだ つく 工 藤 定 次 | 一般社団法人神奈川人権センター | 副会長 | 出席 |
| 7 | たけ むら まさる 竹 村 優 | 公募市民 | | 出席 |
| 8 | つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎 | 明治大学法学部 | | 出席 |
| 9 | や じま り え 矢 嶋 里 絵 | 東京都立大学人文社会学部 | 会長 | 出席 |